

2011年3月30日

第44回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会 (持ち回り審議) に対する意見

日本労働組合総連合会 (連合)
総合労働局長 新谷 信幸

第44回労災保険部会(持ち回り審議)における提案に対し、下記の通り意見を申し上げます。

記

1. メリット制の適用拡大について、概ね理解はするものの、労災隠しが増える懸念がある。労災防止効果の実効性の担保が重要であり、労働基準監督署による強力な指導に加え、中小事業場が対応可能なのか、事業主による労災防止施策が強化されるのか、しっかり分析していただきたい。また新規適用事業場に対し、メリット制の意義、安全対策の重要性などの周知を徹底していただきたい。
2. 新規適用事業場に対するメリット増減幅について、基本的には現行と同水準とすることが望ましい。メリット制の適用拡大に際して、3月4日第43回労災保険部会では提示されていなかったが、今回提案資料では「平成24年度改定後の保険料率が現行料率よりも増加しないことを基本とする」と記されている。今回提示された趣旨に従って見直しを進めるべきである。ただし、保険料収入の減少による保険料率の増加となる場合は、激変緩和措置として時限的な増減幅の縮小を考えるべきである。
3. 「確定保険料」と「請負金額要件」の不均衡の是正については、価値を等価にするという考えから、最新の状況を反映すべきである。
4. 東北地方太平洋地震で被災した地域におけるメリット制適用については、今回の未曾有の大地震で被災された労働者に対する措置として、労災保険認定の業務上外の判断等弾力的に運用していただいているが、

保険料の割増・割引の算定根拠となる収支率の悪化が懸念される。
被災地域において直ちにメリット制を適用することではなく、
震災による被害としての配慮をお願いしたい。

以 上